令和８年第３回（９月）出雲崎町議会定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和８年９月１１日（金曜日）午前９時３０分開会

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　議会報告第６号　陳情の常任委員会付託報告について
第　４　議会報告第７号　諸般の報告について
第　５　議会報告第８号　閉会中の継続調査の結果報告について
第　６　議案第４２号　町長専決処分について（令和８年度出雲崎町一般会計補正予算（第３号））
第　７　議案第４３号　出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について
第　８　議案第４４号　出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
第　９　議案第４５号　出雲崎町林地等崩壊防止事業分担金条例の一部を改正する条例制定について
第１０　議案第４６号　令和７年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
第１１　議案第４７号　令和７年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第１２　議案第４８号　令和７年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第１３　議案第４９号　令和７年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第１４　議案第５０号　令和７年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
第１５　議案第５１号　令和７年度出雲崎町簡易水道事業会計決算認定について
第１６　議案第５２号　令和７年度出雲崎町下水道事業会計決算認定及び利益の処分について
第１７　議案第５３号　令和８年度出雲崎町一般会計補正予算（第４号）について
第１８　議案第５４号　令和８年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について
第１９　議案第５５号　令和８年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第１号）について
第２０　議案第５６号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
第２１　議案第５７号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（９名）

１番	和　田　一　幸	３番	宮　下　孝　幸
４番	中　野　勝　正	５番	髙　桑　佳　子
６番	小　林　玲　子	７番	北　谷　三　樹
８番	島　　明日香	９番	石　川　　豊
１０番	高　橋　速　円		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	仙　海　直　樹
副　町　長	河　野　照　郎
教　育　長	曽　根　乗　知
会計管理者	大　谷　博　章
総　務　課　長	金　泉　修　一
町　民　課　長	相　澤　修　一
保健福祉課長	前　田　　研
こども未来室長	星　野　昌　子
産業観光課長	内　藤　良　治
建　設　課　長	日　山　正　春
教　育　課　長	吉　岡　育　子
保健福祉課参事	若　山　和　義
産業観光課参事	小　黒　　修
建設課参事	山　田　竜　太
教育課参事	高　橋　　聡
代表監査委員	関　川　嘉　夫

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事　務　局　長	寺　尾　　勉
書　　記	黒　﨑　陽　介

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋速円）　ただいまから令和８年第３回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎会期日程の報告

○議長（高橋速円）　議会運営委員長から、８月28日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程のとおり決定した旨報告がありました。ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（高橋速円）　本日の日程は、議事日程第１号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋速円）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、４番、中野勝正議員及び５番、髙桑佳子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋速円）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月18日までの８日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月18日までの８日間に決定いたしました。

◎議会報告第６号　陳情の常任委員会付託報告について

○議長（高橋速円）　日程第３、議会報告第６号　陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配付いたしました陳情等文書表のとおり所管の委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

◎議会報告第７号　諸般の報告について

○議長（高橋速円）　日程第４、議会報告第７号　諸般の報告についてを行います。

まず、議長から報告いたします。令和８年８月26日付で小林明日香議員から一身上の都合により令和８年８月31日をもって議員を辞職したい旨の辞職願が提出され、地方自治法第126条のただし書の規定に基づき、議長において８月27日に許可し、同日付で通知いたしましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第232条の２第３項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり、提出がありました。

次に、議員派遣の結果について報告いたします。石川豊議員から、去る７月30日に開催された町村議会議員研修会（前期）について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

次に、島明日香議員から、去る８月25日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第８号　閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（高橋速円）　日程第５、議会報告第８号　閉会中の継続調査の結果報告についてを行います。

社会産業常任委員長、８番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島　明日香）　社会産業常任委員会が行った所管事務調査について、閉会中の調査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会におきましては、去る８月４日に休憩所心月輪の今後の管理運営について、河野副町長、内藤産業観光課長、小黒参事から説明を受け、質疑、意見交換を行いました。以下、その概要を申し上げます。

まず、執行部より、建物の老朽化や維持管理費、利用者の便益などを総合的に検討した方針案が示されました。心月輪は、築45年が経過し、２階の利用制限や外壁の損壊など、老朽化が進んでいます。現行の利用形態を維持するには多額の修繕費用を要する一方、投資に見合った効果は低いことから、現在の指定管理期間が満了する令和９年３月までに指定管理を終了する方針が説明されました。今後の方向性としては、公の施設の条例を廃止して普通財産へ移行した上、大規模な改修は行わず、周辺景観を損なわない事務所等の用途に現状維持の条件で貸し出す案が提示されました。

これに対し、委員からは活発な意見や質疑が出されました。まず、建物の安全面や行政の責任について、築45年を経て耐用年数を大きく超えており、耐震性や内部劣化の懸念がある中、税金を投入して延命や貸出しを行うのは、費用対効果や町の信用問題の観点から疑問である。解体費用を計画的に捻出し、早期解体も視野に入れるべきだとの意見や、一度解体して負の遺産を清算した上で良寛記念館の来館者が一息つける小規模な休憩どころとして再整備すべきだとの指摘がなされました。

また、利活用の可能性について、民間事業者が初期投資を回収できるよう３年から５年程度の賃貸期間を設定し、景観に配慮した上で内部の利活用は自由な発想に任せる公募を行ってはどうかとの提案も出されました。

あわせて、同施設で実施されている子ども食堂についての質疑があり、執行部からは、指定管理者の自主事業であり、行政主導で継続するものではないが、今後の扱いには慎重に検討するとの回答がありました。

委員からの意見に対し、執行部からは、多額の修繕投資は行わない前提であり、直ちに解体するか時期を遅らせるかは、財政負担の優先度を見極める必要がある。委員会の意見を踏まえ、貸付条件や解体時期も含めて今後の方向性を再度検討したいとの説明がありました。

以上が閉会中の継続調査における執行部からの説明及び質疑の概要となります。心月輪の今後の在り方については、町財政への影響や安全性の確保、良寛記念館周辺の景観維持など、多角的な視点からの慎重な判断が求められます。当委員会といたしましては、今後の全員協議会や12月定例会に向けた執行部の検討状況を引き続き注視し、審査を行ってまいります。

以上、社会産業常任委員長報告を終わります。

○議長（高橋速円）　以上で閉会中の継続調査について常任委員長報告を終わります。

◎議案第４２号　町長専決処分について（令和８年度出雲崎町一般会計補正予算（第３号））

○議長（高橋速円）　日程第６、議案第42号　町長専決処分について（令和８年度出雲崎町一般会計補正予算（第３号））についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第42号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、去る７月26日に発生した大雨に伴う被災した農業用施設及び農地、林道施設の法面崩壊に伴う修繕費並びに林道の災害復旧関係経費を計上いたしました。その財源として分担金及び負担金、県支出金を充てるほか、繰越金及び町債を計上いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,533万4,000円を追加し、予算総額を38億2,425万2,000円とするものであります。

また、第２表の地方債の補正において、事業の実施に伴い、起債限度額を追加するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（金泉修一）　補足説明をいたします。

このたびの専決予算は、去る７月26日に発生いたしました大雨に伴い被災した箇所の復旧修繕関係経費を計上しております。

歳出予算からお願いをいたします。303ページをお願いいたします。６款農林水産業費、１項４目農地費であります。18節負担金補助及び交付金です。町農業用施設災害復旧事業補助金では、豊橋及び桂沢地内の農道法面崩落復旧に伴う補助金を、町農地災害復旧事業補助金におきましては、常楽寺地内の畦畔崩落復旧に伴う補助金をそれぞれ計上しております。

２項２目林業振興費であります。14節工事請負費、県緑のばんそうこう工事であります。常楽寺地内の人家裏被災箇所の復旧に伴う工事費を計上いたしました。負担割合は県が50％、町が40％、受益者が10％でありまして、分担金及び負担金、県支出金にそれぞれ相当額を計上しております。

14款災害復旧費、１項１目林業施設災害復旧費であります。12節委託料、林道災害計画概要書作成業務委託料（国査定申請分）と14節工事請負費、林道施設災害復旧工事補助分につきましては、災害査定を受けるに当たり、林道船橋田中線の測量、実施設計及び法面崩落復旧に伴う工事費を計上しております。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。301ページをお願いいたします。17款県支出金であります。林道施設災害復旧事業費補助金です。船橋田中線災害復旧工事の２分の１の補助金を計上しております。

21款繰越金、歳入の不足額を追加しております。

23款町債、１項８目農林水産業債、緊急自然災害防止対策事業債、林地崩壊であります。県緑のばんそうこう工事において、分担金及び県補助裏分について充当いたしました。

９目災害復旧費です。農林水産施設災害復旧債、現年補助分であります。船橋田中線における林道施設災害復旧事業分の委託料及び工事費の補助裏分について90％分を充当しております。

補足は以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

◎議案第４３号　出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円）　日程第７、議案第43号　出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が本年10月１日から施行されることに伴い、同省令を引用する条番号を改正するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（金泉修一）　補足説明をいたします。

条例制定の理由につきましては、町長の説明のとおりであります。このたびの省令改正の趣旨は、地方自治法第260条の２第10項の規定による市町村が行う認可地縁団体の認可等に係る告示について、個人情報保護の観点から代表者等の住所を表示することを廃止するものであります。

また、改正後の地方自治法施行規則第18条の３第１項に規定する認可地縁団体台帳の写しについては、代表者等の住所を非表示することを原則としつつ、第三者の対抗力を確保する観点から、代表者本人からの申出がある場合については、その住所を表示して交付することとしております。

補足は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４４号　出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円）　次に、日程第８、議案第44号　出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、項ずれが生じましたので、これを改正するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４５号　出雲崎町林地等崩壊防止事業分担金条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円）　日程第９、議案第45号　出雲崎町林地等崩壊防止事業分担金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第45号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、林地等崩壊防止事業に係る分担金について、分担金を徴収する事業及び徴収する分担金の額を明記するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治）　条例改正の概要は、町長提案理由のとおりでございますが、若干補足説明をさせていただきます。

今回の改正では、災害等復旧事業が必要となったときに都度の決裁によりまして決定していたものを、分担金を徴収する小規模補助治山事業ですとか緑のばんそうこう事業など５つの事業及び徴収する分担金の額を決定する率を明記したものでございます。

なお、分担金の率に変更はございません。

そのほか、字句の加除など必要な修正を加えたものでございます。

補足は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４６号　令和７年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第４７号　令和７年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第４８号　令和７年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第４９号　令和７年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第５０号　令和７年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第５１号　令和７年度出雲崎町簡易水道事業会計決算認定について

議案第５２号　令和７年度出雲崎町下水道事業会計決算認定及び利益の処分について

○議長（高橋速円）　日程第10、議案第46号　令和７年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第47号　令和７年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第48号　令和７年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第49号　令和７年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第50号　令和７年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第51号　令和７年度出雲崎町簡易水道事業会計決算認定について、日程第16、議案第52号　令和７年度出雲崎町下水道事業会計決算認定及び利益の処分について、以上議案７件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第46号から議案第52号まで、令和７年度各会計の決算認定につきまして、一括してご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜上、決算額は1,000円単位とさせていただきます。

初めに、議案第46号をご説明いたします。令和７年度の一般会計予算額は、当初予算37億2,100万円に前年度からの繰越明許費8,631万4,000円を加え、38億731万4,000円でスタートをいたしました。途中10回の補正予算で３億3,270万1,000円を追加して、最終予算規模は41億4,001万5,000円となりました。

決算額は、歳入総額が40億2,421万6,000円、歳出総額が37億9,035万4,000円となり、歳入歳出差引額は２億3,386万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源6,598万5,000円、事故繰越額60万5,000円を除くと、実質収支額は１億6,727万2,000円の黒字決算となりました。

歳入決算額は、前年度に比べ１億3,248万4,000円、3.4％の増となっております。

歳入の主なものは、多い順から、地方交付税が19億4,439万6,000円で、歳入総額に占める割合は48.3％となっております。次いで国庫支出金が４億2,050万5,000円で10.4％、町税が４億774万6,000円で10.1％、県支出金が３億5,606万8,000円で8.8％の順であります。

歳入を一般財源と特定財源に分けてみますと、町税や地方交付税などの一般財源は29億3,187万5,000円で、歳入全体の割合は72.9％となり、昨年度より0.9ポイント増加となりました。一方、国県支出金、地方債などの特定財源は10億9,234万1,000円で、歳入全体の割合は27.1％となっております。

次に、歳出決算額についてご説明をいたします。歳出決算額は、前年度に比べ6,184万5,000円、1.7％の増となりました。

歳出の主なものは、民生費が８億7,987万7,000円で、歳出全体に占める割合は23.2％です。続い

て総務費が６億486万8,000円で16.0％、土木費が５億70万8,000円で13.2％、教育費が４億4,177万9,000円で11.7％の順となっております。

歳出決算額を性質別で見た場合、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は15億4,192万3,000円、構成比は40.7％であり、前年度同比となっております。

投資的経費では、普通建設事業費が３億4,645万3,000円、構成比は9.1％で、前年度比2.0ポイントの減となりました。

町債の令和７年度現在高は22億2,092万1,000円で、前年度より１億6,335万5,000円減少いたしました。

地方債別年度末残高では、過疎対策事業債が９億3,565万7,000円、次いで臨時財政対策債が７億8,224万円となっております。

また、財政健全化法に基づく５つの指標数値は、本町は全ての指標において特に問題のない比率となっております。

今後も大きな収入割合を占めている地方交付税の動向に注視しながら、可能な限り特定財源の確保に努めた中で、政策的重点課題に積極的に取り組んでまいります。

次に、議案第47号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和７年度末における被保険者数は565世帯、803人で、前年度より世帯数は28世帯減少し、被保険者数では36人減少しております。これは、団塊世代の後期高齢者への移行が主な要因となっております。

歳入では、国保税の収納総額は7,765万3,000円で、前年度より181万7,000円減額いたしました。現年度分の収納率は、前年度と同じ97.9％であり、滞納繰越分を合わせた収納率は96.0％で、前年度より0.3ポイント減少いたしました。保険給付費に必要な費用が全額交付された県支出金は３億8,864万1,000円となり、前年度より759万円減額いたしました。

一方、歳出では、保険給付費は３億7,966万2,000円で、前年度より1,052万4,000円、2.7％減少しました。これは、被保険者数の減少により、受診件数や受診費用が減ったことが主な要因であります。また、県に納めた保険事業費納付金は9,881万7,000円で、前年度より193万5,000円、1.9％減少いたしました。基金積立金は2,471万3,000円を積み立て、年度末現在高は１億8,033万2,000円となりました。

これらによりまして、令和７年度の本会計の決算額は、歳入総額５億4,403万5,000円、歳出総額５億2,934万7,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも1,468万8,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第48号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和７年度末における第１号被保険者数は1,658人で、前年度より23人減少しております。そのうち要介護・要支援認定者数は280人で、認定者の割合は16.9％であり、若干の減少傾向となっております。

歳入では、介護保険料が１億2,044万5,000円で、収納率は99.9％となりました。そのほかの歳入では、決算額の多いほうから国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、県支出金の順となっておりま

す。

一方、主な歳出では、保険給付費が５億2,340万円で、前年度より2,154万6,000円、4.0％減少いたしました。内訳は、地域密着型介護サービス給付費が77万7,000円増額した一方、居宅介護サービス給付費が988万2,000円、施設介護サービス給付費が631万4,000円減額しております。また、地域支援事業費が2,966万2,000円で、介護予防・生活支援サービス事業費の減により124万円、4.0％減少いたしました。基金積立金は1,920万7,000円を積み立て、年度末現在高は１億6,035万7,000円となりました。

これらによりまして、令和７年度の本会計の決算額は、歳入総額７億599万1,000円、歳出総額６億2,843万7,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも7,755万4,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第49号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和７年度末の被保険者数は1,049人で、前年度より５人増加しております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の5,877万1,000円で、滞納繰越し分を合わせた収納率は99.9％となっており、前年度より707万9,000円、13.7％増加いたしました。増加の理由については、保険料所得割率の緩和措置終了に伴うものです。そのほか歳入としては、一般会計からの繰入金などがあります。

一方、主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金が7,769万5,000円で、前年度より636万9,000円の増額となっております。

これらによりまして、令和７年度の本会計の決算額は、歳入総額8,139万4,000円、歳出総額8,109万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも30万1,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第50号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和７年度の歳入といたしましては、第２期やまや団地における１区画分の土地売払収入の収入がございました。

歳出につきましては、深町、川東、てまりの各団地における支障木を伐採し、住環境の改善に努めたものでございます。

これらによりまして、令和７年度の本会計の決算額は、歳入総額482万5,000円、歳出総額325万円、歳入歳出差引額157万5,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第51号、簡水会計決算につきましてご説明を申し上げます。令和７年度は、神条、吉川、沢田地内の配水管の布設替えを実施いたしました。また、井戸ポンプの修繕や更新を行い、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、令和７年度の本会計決算額は、収益的収入１億9,744万8,000円、収益的支出１億8,824万6,000円、資本的収入7,150万円、資本的支出9,486万4,000円となり、当年度純利益は623万6,000円でございます。

最後に、議案第52号、下水道会計決算につきましてご説明を申し上げます。下水道会計では、公共下水道では、各マンホールポンプ場の更新及び処理場の汚水ポンプの取替え工事を、農業集落排水では、ポンプ中継設備の更新を実施し、安定した汚水処理に努めてまいりました。

これらによりまして、令和７年度の本会計決算額は、収益的収入３億6,896万8,000円、収益的支出３億3,273万8,000円、資本的収入9,979万円、資本的支出１億4,307万2,000円となり、当年度の純利益は3,469万1,000円でございます。この純利益、未処分利益剰余金でございますが、地方公営企業法の規定により減債積立金として積立てをいたします。

以上、一般会計並びに４特別会計、２公営企業会計につきまして、その概要を申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書、主要な施策の成果説明書をご覧いただき、認定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋速円）　次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、関川嘉夫さん。

○代表監査委員（関川嘉夫）　代表監査委員の関川でございます。よろしくお願いいたします。

これから令和７年度出雲崎町決算審査のご説明をさせていただきます。お手元の意見書、表紙から２枚めくっていただき、１ページをご覧ください。ご説明の前にお願いがあります。この説明全般にわたり記述が繰り返される部分の割愛や簡潔に表現させていただきたい箇所が幾つかございます。どうかご理解賜りますようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。第１、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

１、審査の対象。令和７年度出雲崎町一般会計決算。以下、特別会計の事業名だけを述べますと、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療、住宅用地造成事業、以上、一般会計と４つの特別会計の決算です。

審査の期間は、令和８年７月28日から令和８年８月31日までです。

審査の方法です。ここに記述のとおり、審査対象おのおのの状況を示す関係書類に記載の計数が正確であるか、予算の執行が適正か、そして財務に係る事務が法令に沿って適正に処理されているかなどについて精査いたしました。

なお、審査においては、職員からの説明を聴取し、定期監査並びに例月出納検査の結果を参考にしております。

４、審査の結果と意見です。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書及びその附属書類は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められます。また、予算の執行等に係る事務処理についても適正に行われていると認められます。一例を挙げますと、物品の購入や工事の発注において、金額面で落札者の決定の基準となる予定価格の設定までの事務の流れを審査しております。件数は、積算システムが確立されている工事を除く一定額を超える物品購入３件、工事発注17件です。結果は、いずれも設定までの過程は特に指摘するところはなかったと確認

しております。

続きまして、一般会計の決算規模は、歳入40億2,421万6,000円、歳出37億9,035万4,000円となり、前年度に比べ、歳入で１億3,248万4,000円、歳出で6,184万5,000円と、ともに増となりました。実質単年度収支は、前年度比で2,450万7,000円増の8,630万5,000円の黒字となり、健全な財政運営が行われていると考えます。おのおのの特別会計においても、決算書の内容が示すとおり、運営状況は健全と判断されます。

なお、住宅用地造成事業では、ご承知のとおり、やまや団地最後の１区画が販売されております。

第２、公営企業会計決算審査意見です。

審査の対象は、事業名で簡易水道事業、下水道事業。

２、審査の期間は、先ほどと同じですので、３に移りまして、審査の方法です。この２会計の決算書並びにその附属書類が地方公営企業法その他関係法令に基づいて作成されているか、また事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類との照合を行いました。

審査の結果と意見です。これら事業の決算に係る書類の作成は適正であり、また記載されている計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められます。

事業の状況についての意見は次のとおりです。簡易水道事業について、経常収支比率は前年度比で1.9％減の103.4％となり、比率を見ると経営は健全であると言えますが、損失が生じる100％に近づいています。給水に係る費用、使用料でどの程度賄っているか見る料金回収率は、前年度比6.5％減の86.6％です。いずれも数値減少の要因は、人口減に伴う給水収益の減収が大きいことにあります。経営基盤の強化と供給する水質確保のために、今後の状況に注視する必要があります。

次に、ページ移りまして下水道事業についてです。「経常収支」とするところを、記述では「経営収支」となっております。「経常」に訂正願います。

続けます。経常収支比率は109.2％と、前年度比で2.3％上昇し、健全であると言えます。汚水処理に要する費用を使用料で賄っている度合いを見る経費回収率では、前年度比23.3％減の72.1％と大きく減少しました。これは、簡易水道事業同様、使用料の減に加え、今後の経営管理の適正化等に向けた計画作成委託への支出と人件費の組替えが大きな要因です。８年度以降は、このうち７年度限りとしている委託業務の終了により経費回収率はやや上昇し､80％で推移すると見込まれます。しかし、先ほどの簡易水道事業と同様、使用料の減少傾向を見ると、今後の状況に注視する必要があります。

そして、第３、基金の審査意見です。

審査の対象は、記載の（１）の財政調整基金から（16）の簡易水道運営準備基金までの16の基金についてです。

ここも３に移りまして、審査の方法です。各基金の残高証明書運用状況に基づき計数の正確性及

び運用について審査しました。

審査の結果と意見。各基金の関係書類に記載の計数に誤りはなく、内容も正確であり、設置目的に沿って適正に運用、管理されていると認められます。市場金利に大幅な上昇傾向が見られる中、７年度は一層の基金の管理と活用に向けて、町長をはじめとする庁内メンバーによる取組の強化が図られております。金利の上昇は、支出、例えば起債償還に係る利息への影響も避けられません。今後も保有する基金を財産として捉え、運用による収入増に向けて、バランス感覚の発揮に期待いたします。

第４、健全化判断比率の審査についてです。

一般に言われている財政健全化法に基づく４項目の財政健全化比率と公営企業における経営健全化の比率の合計５項目です。これらの名称は、①、実質赤字比率、②、連結実質赤字比率、③、実質公債費比率、④、将来負担比率、そして公営企業における経営健全化の⑤、資金不足比率です。

ここも３に移ります。審査の方法です。５項目の比率について、関係書類が法令等の趣旨に沿って適正に作成されているかについて主眼を置き、審査いたしました。

４、審査の結果と意見は、各比率の算定に係る書類は適正に作成されており、算定までの経緯も適正でありました。

比率です。この①から⑤までの比率においては、それぞれに財政健全化法に基づく一定基準が設定されており、いずれかの比率で算定された値が例えば注意信号となる早期健全化基準、以下、国の基準と言いますが、これ以上となった場合、財政健全化計画を策定し、自主努力により健全化に取り組むことになります。

状況は次のとおりです。①、実質赤字比率は、実質収支が黒字ですので、比率は算定されません。すなわち健全と判断されます。黒字をマイナスで表記した場合の参考値としての比率は、三角の7.06％です。以降、各比率において黒字等により算出されない場合は、値に三角をつけて参考値として表しますので、お願いいたします。なお、赤字である場合の本町に適用される国の基準は15％です。

②、連結実質赤字比率は同じく黒字ですので、比率は算定されませんので、健全であると判断されます。参考値は、三角の13.43％です。赤字である場合の本町に適用される国の基準は20％です。

③、実質公債費比率は、前年度より0.5％減少して8.2％です。本町に適用される国の基準は25％であり、健全な数値と判断されます。この比率は、借金返済額の収入に対する割合であり、より良好に向けて推移しております。

④、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているので、比率は算定されません。良好な数値となっております。マイナスですので、参考値は105.3％です。将来負担比率がプラスであった場合の国の基準は350％以下です。

次に、⑤の公営企業の経営状況を見る判断比率です。この比率についても先ほどと同様の基準が

設定されており、算出された比率がいずれかでこの基準以上となった場合は、基準未満となるよう計画を定めることになります。

⑤、資金不足比率は、おのおのの事業会計全てにおいて資金不足が生じないことから、健全な範囲内と判断されます。黒字ですので、各会計の比率の参考値は次のとおりです。なお、不足が生じた場合の本町に適用される国の基準は20％です。事業ごとの状況は、法適用事業の法は、この括弧内でございますが、簡易水道事業が三角の28.8％、下水道事業が三角の45.4％、法非適用事業の住宅用地造成事業が三角の38.3％。

以上、①から⑤の審査について述べました。本町では、これらの項目全てにおいて健全な数値となっております。

続いて、出雲崎町令和７年度決算審査意見、総評です。繰り返しますが、これまでの説明のとおり、令和７年度の一般会計決算では実質単年度収支は前年度を上回る黒字となり、財政状況は健全であると言えます。特別会計及び公営企業会計決算においても、経営状況は健全であると判断されます。各基金の積立てと運用状況においても、適正であると認められます。財政健全化及び公営企業における経営健全化の判断比率では、５項目の各比率は先ほどのとおり、全て健全であると示しております。

そして、これらとは別の視点から判断される指標の一つ、財政力指数についてです。財政面の自立度を示すこの指数は、昨年度比で0.01ポイント減の0.21でした。この値は、県内自治体の中でも高いポイントとは言える状況にはございません。自立度向上には、自主財源、すなわち町民税や固定資産税等の一般財源の収入増をいかに図るかが必要と言えます。

以上、これまで述べてきました詳細は８ページ以降にございますので、後ほどご覧ください。

最後に、このたびの審査を通じて幾つかの取り上げたい事項を述べさせていただきます。１、政策実施において独自性と自由度の幅を広げる役割を持つふるさと納税受入額は、７年度はピーク時の６年度には及ばないものの、返礼品の充実を図るなど、官民協働により健闘いただいております。今後も続けられるこのようなご努力が、受入額の高水準での維持や増額につながることに期待いたします。

２、良寛記念館においては、現状は年間入館者数は5,000人を優に超えております。これは、イベントの開催や心月輪との相互割引券付与等の工夫も成果に表れていると考えられます。さらに望むなら、年間はもちろん、特に多くの施設が抱える課題の冬期間の誘客強化です。例えば観光施設を所管する他の部署との連携拡充や、良寛堂を含めて日本を代表する設計者が手がけた建物が存在する優位性をより前面に示すなど、別角度からの紹介も加え、良寛記念館の魅力がより全国に届くよう、一層の工夫に期待いたします。

そして、最後に３、現金の取扱いについてです。窓口業務等で受け取る現金管理の流れについて審査しております。今後も受渡し時の記録保持、そして日をまたぐ保管では翌日の業務に支障とな

らない金額にとどめた現金の管理徹底を引き続きお願いいたします。

以上、令和７年度決算の審査において確認した事項を述べました。これからも町民が安心して心豊かな暮らしが実感できるよう、町政運営の継続をお願いいたします。

これで令和７年度出雲崎町決算審査の意見といたします。

終わります。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（高橋速円）　お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第52号まで議案７件につきましては、委員会条例第５条の規定により、議長を除く８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から議案第52号までの議案７件につきましては、議長を除く８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○議長（高橋速円）　お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、議長を除く８人を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く８人を選任することに決定いたしました。

議案第46号から議案第52号まで議案７件は、決算審査特別委員会に付託いたします。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前１０時３１分）

○議長（高橋速円）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４５分）

◎決算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（高橋速円）　これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありまし

た。

決算審査特別委員会の委員長に髙桑佳子議員、副委員長に島明日香議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第５３号　令和８年度出雲崎町一般会計補正予算（第４号）について

○議長（高橋速円）　日程第17、議案第53号　令和８年度出雲崎町一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第53号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第１条では歳入歳出予算の補正を、第２条では地方債の変更をいたしました。

初めに、歳出予算についてご説明をいたします。２款総務費、１項８目地方創生推進費では、事業執行に合わせて細節の組替えを行うとともに、地域おこし協力隊活動サポート業務委託料については、新たに採用する隊員１人分の伴走支援業務関係経費を計上いたしました。

４款衛生費、１項３目保健師設置費では、会計年度任用職員として10月から任用する保健師の人件費を計上いたしました。

６款農林水産業費、３項１目水産業振興費については、漁協荷捌所のＬＥＤ照明設備整備事業に係る補助金を計上いたしました。

７款商工費、１項５目天領の里管理費では、時代館入り口の自動ドア修繕工事を、７目商品券利用事業費では、町内店舗等で利用できる１人当たり１万円の特別商品券発行事業関係経費を計上いたしました。

８款土木費、２項２目道路維持費については、７月26日に発生した大雨により被災した市野坪線等の側溝清掃費及び町道修繕工事関係経費を、また本年２月に融雪により被災した町道小木ノ城線の修繕工事費を計上いたしました。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。歳入予算では、16款国庫支出金として、町道小木ノ城線道路修繕工事の財源となる道路更新防災等対策事業費補助金を、また特別商品券発行事業に充てるため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上いたしました。

17款県支出金は、漁協荷捌所のＬＥＤ化による県農林水産業総合振興事業補助金を計上いたしました。

20款繰入金は、財政調整基金を減額し、21款繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

23款町債では、町道小木ノ城線道路修繕工事の補助裏財源として追加をいたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8,069万円を追加し、予算総額を39億492万

2,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（金泉修一）　補足説明をいたします。

主な事業につきましては、補足説明資料を添付しております。ご覧ください。

歳出予算からお願いをいたします。317ページをお願いいたします。２款総務費、１項８目地方創生推進費、12節委託料です。地方創生関係事業につきましては、このたびプロポーザルの終了に伴いまして、それぞれ事業執行に合わせて細節の組替えを行うとともに、10月から新たに任用する地域おこし協力隊１人分の伴走支援業務について関係経費を計上しております。

321ページをお願いいたします。６款農林水産業費、３項１目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金です。荷捌所省エネルギー照明設備整備事業補助金につきましては、新潟漁業協同組合出雲崎支所の荷捌所内照明をＬＥＤ化するに当たりまして、県単農林水産業総合振興事業補助金を財源として、その補助裏の30％分を町が補助するものでありまして、全部で72台のＬＥＤ化を図ります。内容は、補足説明資料２ページをご覧ください。

７款商工費、１項５目天領の里管理費、14節工事請負費です。時代館入り口自動ドア修繕工事につきましては、経年劣化により自動ドアの開閉に支障を来していることから、２台分の開閉装置を交換するものであります。

７目商品券利用事業費、物価高騰対策特別商品券事業です。物価高騰対策特別商品券事業につきましては、町内店舗等で利用できる１人当たり１万円の特別商品券を発行する関係経費を計上しております。なお、利用期間は令和８年11月から令和９年２月末までを予定しております。内容は、補足説明資料の２ページをご覧ください。

323ページをお願いいたします。８款土木費、２項２目道路維持費、14節工事請負費です。町道維持修繕工事追加については、去る７月26日に発生した大雨により被災した町道市野坪線の路肩水路布設等の復旧修繕経費を、また道路維持修繕工事（道路更新防災等対策事業分）につきましては、本年２月、融雪により被災した町道小木ノ城線の法面崩落に伴う復旧修繕工事費を計上しております。なお、財源は国庫補助金及び起債を充当しております。これも補足説明資料２ページをご覧ください。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。313ページです。16款国庫支出金、２項４目土木費国庫補助金、道路更新防災等対策事業費補助金です。先ほどご説明したとおり、町道小木ノ城線修繕工事の財源でありまして、補助対象経費の50％を充当しております。

６目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加については、特別商品券発行事業に充てるため、国の令和７年度及び令和８年度補正分を併せて充当するものでございます。

17款県支出金、２項４目農林水産業費県補助金です。県農林水産業総合振興事業補助金につきましては、漁協荷捌所のＬＥＤ化によるものでありまして、補助率は補助対象経費の10分の５を計上しております。

20款繰入金は、財政調整基金を減額し、21款繰越金は、前年度繰越金を全額計上しております。

23款町債につきましては、町道小木ノ城線道路修繕工事の補助裏について、公共事業等債90％分を充当しているものであります。

補足は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

９番、石川議員。

○９番（石川　豊）　ページは323ページで、ちょっとお聞かせをいただきたいということでございます。10款の教育費ですか、４項５目北国街道妻入り会館管理費ですか、それの10節需用費で、ここに27万1,000円ということで計上されているのですけど、ここに施設修繕料追加というのですけど、これどこの修繕をして何か追加になったのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（高橋速円）　教育課長。

○教育課長（吉岡育子）　北国街道妻入り会館の男子トイレの洋式便器が故障し、現有品は生産終了により部品交換ができないことから、新しい便器へ交換するものになります。

以上です。

○議長（高橋速円）　ほかにありませんか。

４番、中野議員。

○４番（中野勝正）　317ページの12節の委託料の中で、地域おこし協力隊活動サポート業務委託料というふうに計上されているのですが、この内容をもう一度説明お願いいたします。

○議長（高橋速円）　総務課長。

○総務課長（金泉修一）　このたび地域おこし協力隊サポート業務委託料につきましては、10月から任用する１人分の地域おこし協力隊につきましての、初任者というところでありますので、初任者に対する研修、それから地域おこし協力隊として今後活動していくためのミーティング関係、それからあと報告会の関係、それから業務執行に伴う伴走支援、全般にわたりまして公益社団法人中越防災安全推進機構という業者のほうから伴走支援業務を行っていただくための関係経費を計上しているものであります。

以上です。

○議長（高橋速円）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第５４号　令和８年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（高橋速円）　日程第18、議案第54号　令和８年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第54号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、前年度の精算に基づき、５款基金積立金に1,916万8,000円を追加して、介護給付費準備基金に積み立てるほか、７款諸支出金に令和７年度国庫支出金等返還金4,905万4,000円、一般会計繰出金928万円を計上しております。

一方、歳入予算では、８款繰越金に前年度繰越金を全額計上いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7,750万2,000円を追加し、予算総額を７億670万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第５５号　令和８年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（高橋速円）　日程第19、議案第55号　令和８年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第55号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、下水道台帳システムに不具合が生じているため、システム改修委託費用として267万円を追加いたしました。

これらによりまして、収益的支出に267万円を追加し、３億3,215万1,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（日山正春）　補足説明をします。

今回不具合が生じた下水道システムは、2013年に導入したもので、13年が経過しており、末端機器やＯＳも当時のウィンドウズセブンを使用しているため､老朽化が不具合の原因と考えられます。今回の改修内容は、ウィンドウズイレブンへ対応するためのシステムアップデート費用と既存データの移行費用となります。なお、末端機器については、今年度更新する水道管路システムにおいて導入する末端機器へのデータ移行を集約いたします。これにより、１台の末端で上下水道の管路システムが一本化され、業務効率の向上につながるものと考えております。

以上、補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第５６号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第５７号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋速円）　日程第20、議案第56号　固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第21、議案第57号　固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上２件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第56号及び第57号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

現在固定資産評価審査委員会委員をお願いしております中野正和氏と大谷浩栄氏が本年10月３日をもって任期満了を迎えます。引き続き両名を選任することについて、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意をお願いしたく、提案するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円）　これから質疑を行います。

最初に、議案第56号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第57号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号及び議案第57号は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第56号及び議案第57号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

最初に、議案第56号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第57号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

最初に、議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円）　起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（高橋速円）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（午前１１時０９分）